

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系加熱コイル空気温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
2	2号機	タービン建屋換気空調系放射線モニタのトリチウム回収装置（B）冷凍部に「温度異常」警報の発生が認められたため、当該冷凍部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（2-13）の下部より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（2-14）の下部より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	残留熱除去系ポンプ（B）用電動機の潤滑油タンクレベルゲージのドレン弁に油にじみ、および下部床面に油の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（A、B）のグランド部にほう酸の析出が認められたため、当該グランド部を点検・清掃	D	
7	3号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器内圧力計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	4号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系設備検査（T1））において、同検査要領書内検査成績書表紙に誤記（検査名の誤記）が認められたため、対応検討	D	
9	5号機	電線管（原子炉建屋1階主分電盤（照明用））に接地線のはずれが認められたため、当該接地線を修理	D	
10	5号機	電線管（タービン建屋1階通路）に接地線のはずれが認められたため、当該接地線を修理	D	
11	6号機	廃棄物処理系原子炉建屋ストームドレンサンプポンプ（C）用電動機点検において、回転子軸の負荷側軸受け嵌め合い部に磨耗が認められたため、対応検討	D	
12	集中環境施設	焼却・工作建屋換気空調系冷凍機（B）圧縮機（No.1）用油冷却器冷媒調節弁後弁の弁操作ハンドルに損傷が認められたため、当該ハンドルを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで